# 見晴台自治会だより2020 (令和2) 年 4月 通算302号

発行·編集 見晴台自治会事務局 〒067-0042 江別市見晴台 54-5 見晴台自治会館 Tel011-385-2063

## 新型コロナ感染拡大防止、新たなステージに移行 自治会館の使用、自粛しています。



中国を中心に世界各国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症については、道内で1月28日に第1例目の感染者が確認されて以降、感染者が全道の広い地域で現在まで162人(3/24現在)の患者が確認されています。江別市内においても2月22日(道内16例目)に患者が確認され、現在2人の感染確認が報告されています。

北海道では感染拡大防止に向け、2月28日に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を発表し、週末の外出を控えるなど道民に呼びかけをしました。当初懸念された爆発的な感染拡大と医療崩壊による命と暮らしを守れない状況は現状として回避されたとして、3月19日をもって終了しました。宣言は終了しても国内外の状況を踏まえれば、感染拡大防止に向けた取組が引き続き必要であります。

道内の患者の発生については、安定傾向にはありますが、終息に向かっているとまでは言い切れず、依然として 油断できない状況であり、また、新型コロナウイルス感染症が世界的広がりを見せ、WHO (世界保健機関) もパンデミック (世界的な大流行) と見なされると表明した現在、早期に終息するかは見通せない状況にあります。また、3月9日に国の専門家会議から示された見解において、「密閉空間であり換気が悪い」「近距離での会話や発声がある」「手の届く距離に多くの人がいる」という三つの条

道では3月20日からは「新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け 道民や事業者一丸となって戦っていく」新たなステージに移行していくと しています。引き続き気を緩めることなく、外出するときは必ず次の3つ の点を確認していただくとともに、今後も徹底していただくよう呼びかけ をしています。

件が揃う場所では集団発生のリスクが高まることが示されています。

- 1. 体調は大丈夫?風邪ぎみではありませんか?
- 2. 人が大勢集まり、風通しが悪い場所ではありませんか?
- 3. 感染リスクを下げる方法をご存じですか?

見晴台自治会では、新型コロナウイルス感染拡大防止を受け、3月に予 定した「3月役員会」「健康講座」「防災研修会」を中止しました。会館を拠点に活動する健康体操サークル、むつみ会、なでしこなど関係団体の皆様には使用の自粛にご理解をいただき改めて感謝いたします。

東京オリンピックの1年延期のニュースもあり、4月に入っても終息の状況が見通せません。引き続き新型コロナウイルス感染症の克服に向け、自治会館使用自粛等の対応を取らざる得ない状況が予想されますのでご理解とご協力をお願いいたします。

## 〔4月の行事予定〕

1日(水) 自治会だより発行

4日(土) 9:30 資源同収

19:00 役員会

9日(木) 10:00 むつみ会

16日(木)10:00 江別市女性団体協議会総会

18日(土) 9:30 資源回収

20日(月) 自治会だより原稿締切

23日(木) 10:00 むつみ会

25日(土) 19:00 自治会だより編集会議

28日(火) 9:00 自治会だより区分け、配付



## 自治会館に発電機を装備

(災害時には携帯電話の充電も可能です)

この度、自治会で災害時用に発電機を導入しました。そのきっかけは一昨年9月に発生し、江別市でも震度5弱~5強を記録した「北海道胆振東部地震」による北海道全体の停電(一部離島を除く)です。

自治会では震度 5 以上の地震発生ということで、「見晴台自治会自主防災に関する規程」により、災害対策本部を自治会館内に設置、本部長(自治会長)が副会長・各部の部長等を招集しました。本部では自治会区域内の状況の調査、市役所との連絡、給水所開設の案内、情報収集などを行いましたが、各自が持ってきた携帯電話、モバイルバッテリーの容量が非常に少なくなり、危機的な状況となりました。さらにはコピー機、印刷機の使用も停電のため不可能となり、会員への連絡も制限されたものとなりました。

この反省から、自治 会では停電時でも印刷 機・コピー機を十分使 用できる容量を持った 発電機を購入すること とし、本年2月に納品 が完了しました。

発電機は、停電時の

見晴台区域内の皆さまに充電用電源としても利用していただけます。また、災害時だけでなく、 夏祭りなどで使用する電気製品の補助電源としても利用可能と考えています。

今後の防災研修会などで使用方法などを皆さま とともに練習したいと考えていますので、その 際は是非ご参加をお願いいたします。

〔自主防災組織〕



令和2年春の全国交通安全運動の推進要綱が 発表されました(中央交通安全対策会議交通対 策本部決定)。

実施期間は、4月6日(月)  $\sim$ 15日(水) の10日間で、期間中の4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」となっています。

この間、歩行者の交通事故被害が目立つだけでなく、高齢運転者による重大事故も多発しています。

運動の重点項目には、

「子供を始めとする歩行者の安全の確保」が第一に掲げられ、新年度になり、入学や進級を迎える4月以降に小学生の歩行中の交通事故が増加する傾向にあることから、歩行者の安全確保を図る必要があることが強調されています。

- (1)子供を始めとする歩行者の安全の確保
  - ○歩行者の交通ルール遵守の徹底
  - ○歩行者の安全の確保
- (2)高齢運転者等の安全運転の励行
  - ○運転者の交通ルール遵守の徹底等
  - ○高齢運転者の交通事故防止
  - ○全ての座席のシートベルトとチャイルドシ ートの正しい着用の徹底
  - ○飲酒運転等の危険運転の防止

- (3)自転車の安全利用の推進
  - ○自転車の交通ルール・マナーの周知徹底
  - ○自転車の安全利用の促進等



## 見晴台支え合い見守りづくり②

現行の取組みを見直し、誰もができる支援

見晴台自治会では、地域の支え合い見守りづくりの環境をどう構築するか検討を 進めています。検討経過の中では現行制度における状況を踏まえ、やれるところか ら前に進めることとしています。

見守り事業は、現在、緊急通報装置の設置及び緊急通報協力員制度と避難行動要 支援者避難支援制度の中で対象者の見守りが展開されております。

支援制度の対象は、身体障がい者手帳(1・2級)に該当する方、在宅で要介護3以上に該当する方など一定の要件があります。見直しは、自治会として要支援者の支援員が活動しやすい環境づくりをするものであります。

### 避難行動要支援者避難支援制度の経過

同制度の経過は、平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年7月の梅雨前線豪雨などの自然災害による被災教訓から災害時要援護者の避難支援体制の整備の必要性とその効果的な活動には、地域の自助と 共助が重要であるとして、国は平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定しました。

これを受け、江別市では、平成21年1月から「江別市災害時要援護者避難支援制度」の取り組みを 開始しました。

当自治会では、平成21年4月に「災害時要援護者名簿及び要援護者避難支援計画個別ブランの取り扱いに関する規程」を制定し、「災害時要援護者避難支援事業」の取り組みを開始したところです。その後、年2回の事業担当者会議を開催して、災害時要援護者の個別プラン作成、避難支援体制の構築を行うとともに避難訓練をはじめ防災研修会を通じて、自主防災力の充実強化と防災意識の向上を図ってきました。しかし、事業スタート時から、進めながら決めようということであったためか、担当者が交代するたびに基本的な活動が停滞するようになりました。

また、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、国は平成25年6月の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援等がなされるよう①避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。②避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関、地域住民組織、自主防災組織、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。③現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることなどを定め、避難行動要支援者の避難支援体制の整備・推進を市町村に求めました。

江別市においては、この災害対策基本法の改正と「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえて「江別市地域防災計画」を改定しました。

当自治会では、平成27年4月に規程等の「災害時要援護者」の字句を「避難行動要支援者」に変更を行いましたが、その事業内容までの見直しを行いませんでした。さらに平成29年4月「個人情報保護法」の改正により5千人以下の個人情報取扱事業者も「個人情報保護法」の適用を受けることとなり、当自治会もより厳密な個人情報の取扱が求められるようになりました。

このことから見晴台自治会の要支援者の支援事業を見直し、もっと住民に分かりやすく、誰もが気軽に支援できる取組みにしていこうとするものです。もちろん制度とあわせ、見守りのあり方も合わせて検討を進めます。

見直しの経過については、自治会だよりでお知らせしていきます。

[健康福祉部·事務局]

## 自治会総会日程

新型コロナウィルスが心配されていますが、現 状では下記の日程で。自治会総会を開催する予定 で準備を進めています。

多くの会員の皆様の参加をお待ちしています。

○日時 5月10日(日) 午前10時開会

○会場 見晴台自治会館大広間

〔事務局〕

## 自治会総会前後の日程

現班長の任期は、5月自治会定期総会まで継続 します。宜しくお願いします。

新班長になられる方々は、総会後から班長の仕 事が始まりますので、宜しくお願い致します。

区長の皆さんは、2年目を迎えます。今年度も 宜しくお願い致します。

特に、合同委員会は、各区の区長・班長が初め て顔を合わす大事な会議であるとともに、班長の 仕事が詳しく説明されます。

必ず参加してください。

#### 【自治会定期総会前後の日程】

4月28日(火) 自治会だより配付

第34回定期総会議案配付

5月 8日(金) 運営委員会

5月10日(日) 第34回定期総会

5月14日(木) 役員会

5月16日(土) 合同役員会

※合同役員会は、年1回の会議であり、 自治会三役、各部部長 • 副部長、自治 会事務局、各区長・新班長が対象の会 議です。

[事務局]

## 【令和元年度交通安全川

運転中 煽り合いより 譲り合い (対雁小学校6年 工藤隆之佑さん) お酒より 大事な未来 守ろうよ (対雁小学校6年 阿部 結生さん)

## 4月の自治会館駐在日

4月の自治会館駐在日は、1日、4日、8日、 11日、15日、18日、22日、25日、29 日の9日間で、事務室に9時から12時まで駐在 しています。

自治会活動に対するご意見 やご要望、ご相談などをお受 けしています。

[事務局]

## 1区班長が 交代しました!

1区2班の班長加藤高一郎さん が転居したことにより、3月から 輪島俊一さんに、班長として活動 していただいています。

これから宜しくお願い致します。



[事務局]

**見晴台住民数** 令和2年3月1日現在

男性 2,127 人 (前月比 1人減)

女性 2,329 人 (前月比 6人増)

合計 4,456 人 (前月比 5人増)

## 毎月第1・第3土曜

## 資源回収にご協力を!

見晴台自治会集団資源回収収益金報告 3月(7日、21日)分

**58,332円**になりました。

大変有難うございました。